

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）（抄） （傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（防音工事の対象となる施設）

第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一〇八 （略）

九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第十二条の表七の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

（民生安定施設の範囲及び補助の割合）

第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合は、同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合とする。

項	補助に係る施設	補助の割合
一〇五	（略）	（略）
六	老人福祉法第二十条の四に規定する	十分の七

（防音工事の対象となる施設）

第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一〇八 （略）

九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第十二条の表十三の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）

第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
一〇五	（略）	（略）
六	老人福祉法第二十条の四に規定する	十分の七

四	十二 ～ 十	(削る)	(削る)	十一	(削る)	八 ～ 十	七	
	(略)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	一般住民の学習、保育、休養又は集 会の用に供するための施設(学校) (幼保連携型認定こども園を除く。)	養護老人ホーム、同法第二十条の六 に規定する軽費老人ホーム又は同法 第二十条の七に規定する老人福祉セ ンター
	(略)	(削る)	(削る)	(略)	(削る)	(略)	十分の七 ・五	・五

六	十四 ～ 十	十三	十二	十一	十	七 ～ 九	(新設)	
	(略)	一般住民の学習、保育、休養又は集 会の用に供するための施設(学校) (幼保連携型認定こども園を除く。)	老人福祉法第二十条の七に規定する 老人福祉センター	(略)	削除	(略)	(新設)	養護老人ホーム又は同法第二十条の 六に規定する軽費老人ホーム
	(略)	額 防衛大臣 が定める	額 防衛大臣 が定める	(略)		(略)	(新設)	・五

